

別表三の二

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 当期の連結所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額がある場合には、当期の連結所得の金額が0であっても、当期の連結留保金額について同条の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがありますので御注意ください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡損失額(法81の13②)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第155条の24(連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額))に規定する配当等の額に係る金額を除きます。(法81の13②)
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(法81の13②)
- ④ 受贈益の益金不算入額(法81の13②)
- ⑤ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)の益金不算入額及び益金不算入附帯税(利子税を除きます。)の受取額(法81の13②)
- ⑥ 繰越連結欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑦ 被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑧ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法81の13②)
- ⑨ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法68の62⑤)
- ⑩ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額(措置法68の62の2⑥)
- ⑪ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63⑦)
- ⑫ 国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額(措置法68の63の2⑥)
- ⑬ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の73⑨)
- ⑭ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額(措置法68の74⑥、68の75⑤、68の76④、68の76の2⑤)
- ⑮ 連結超過利子額の損金算入額(措置法令39の113の3⑫)
- ⑯ 外国関係会社又は外国関係法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(措置法68の92⑮、⑯、68の93の4⑬、⑭)
- ⑰ 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額(措置法68の98⑬)
- ⑱ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措置法68の101⑥)
- ⑲ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される連結所得の金額のうち、相手国の居住者等に支払われない金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7③)

2 記載の手順

この明細書は、まず、「課税連結留保金額の計算」（「9」から「21」まで）、別表三の二付表一（「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」）、別表三の二付表二（「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」）（「11」から「34」まで）及び別表三の二付表三（「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」）を記載し、次に「連結留保金額に対する税額の計算」（「1」から「8」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「課税連結留保金額」の「1」及び「2」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（ $((21)-(1))$ 又は $(1億円 \times \frac{\quad}{12} - (1))$ のいずれか少ない金額）2」	「21」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「21」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）9」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の5第4項（現物分配による資産の譲渡）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用がある場合 別表四の二「10」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (2) 措置法第68条の98第8項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用がある場合 別表十の二（三）「18」の金額の合計額をこの欄に含めて記載します。	この場合、「19」はその内書きした金額を「9」の金額から減算して計算します。

3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2